

国際宇宙探査フォーラム運営規約（仮訳）
(2018年3月3日)

【背景】

- ・欧州各国のホストにより2回の宇宙探査に関する閣僚級会合が開かれた後、初の国際的なハイレベル宇宙探査プラットフォーム会合が2011年10月にイタリアのルッカで開催された。
- ・世界各国からルッカに会した代表者は、政府レベルでの宇宙探査に関するハイレベルの政策討論の場を構築することに同意し、2014年1月9日にワシントンで開催されたISEFに引き継がれた。
- ・同会合では、全人類に利益をもたらす宇宙探査や宇宙利用をさらに進展させるため、国際協力・国際協働の重要性が確認された。参加者はまた、宇宙探査における国際的取組の実現と持続的実施に対する政策レベルのコミットメントの重要性を確認した。
- ・この精神は、2018年3月3日に東京で開催された第2回国際宇宙探査フォーラム(ISEF2)に引き継がれ、参加者は、本フォーラムを継続的な国際的活動とするべく、フォーラムの基本的な約束事項を定めるため、国際宇宙探査フォーラム(ISEF)の運営規約(ToR)を認識した。

【範囲と目的】

- ・ISEFは、拘束力のないハイレベルな政策的対話を行うことを通じて、全人類に利益をもたらす宇宙探査の重要性についての理解を深め、宇宙探査に係る国際的な協力・協働を進展させることを目的とする。

【運営】

- ・ISEFの開催準備と必要経費の確保は、原則としてホスト国が責任を持って行う。
- ・ホスト国と参加国との間での資金のやり取りは行わないものとする。

【参加】

- ・ISEFへの参加は、宇宙探査に関心を有し、「国際宇宙探査の原則」と題された文書を認識する、すべての政府及び国際機関に開かれたものとする。
- ・ホスト国は、大学、研究機関、企業その他の代表者の参画を得るための会合をアレンジすることができる。

【セッション間の活動機会】

- ・ホスト国は、ISEFの会期外に専門家会議を開催することも含め、将来のISEFをどのように計画・組織することが適切か決定する。

【改正】

- ・本運営規約は、ISEF参加国及び国際機関のコンセンサスにより改正できる。

【適用】

- ・本運営規約は、2018年3月3日に日本国東京で開催されたISEF2において参加国及び国際機関のコンセンサスが得られた時点から効力をもつ。